

## 名寄市行政評価実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどを踏まえ、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、行政評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (評価の組織)

第2条 行政評価の検討などのため、行政評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- 2 前項に掲げる検討会議は、市長、副市長、教育長、総務部長、総合政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設水道部長、教育部長、市立大学事務局長、市立総合病院事務部長、その他必要な職員で構成し、座長には市長があたる。
- 3 行政評価の全庁的な普及啓発、評価方法及び評価の内容検討などを目的に係長職によるワーキンググループを設置する。

## (評価の対象)

第3条 評価対象は、名寄市総合計画に登載する実施計画事業とする。

## (評価の方法)

第4条 行政評価は、実施機関の担当部局自らが行うもの（以下「1次評価」という。）、名寄市総合計画審議会（名寄市総合計画審議会条例に規定する審議会をいう。）が行うもの（以下「外部評価」という。）、検討会議が行うもの（以下「2次評価」という。）とする。

## (1次評価)

第5条 1次評価は、実施計画事業等を所管する部局が自ら行う事後評価とする。

## (ワーキンググループ評価)

第6条 ワーキンググループ評価は、1次評価に対する行政評価とする。

## (外部評価)

第7条 外部評価は、1次評価に対する行政評価とする。

## (2次評価)

第8条 2次評価は、1次評価及び外部評価に基づき、検討会議が行う総合的な行政評価とする。

(結果の公表と反映)

第9条 市長は、前条の規定による検討会議の結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事務執行に反映するものとする。

(事務局)

第10条 行政評価の実施に関する事務局は、総合政策部総合政策課とし、事務局長には総合政策部長があたる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、行政評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。